

令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等キャリアアップ促進給付金

に関するQ & A

Q 1	申請書兼請求書に事業者証明欄があるのはなぜですか。
A 1	本給付金は、障害福祉サービス事業所等で勤務している職員が、資格取得や研修修了後も有資格者等として継続勤務することで、障害福祉サービス事業所等における障害福祉人材確保を支援することを目的としているため、このような仕組みとしています。
Q 2	「勤務する障害福祉サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者」は支給対象外とありますが、なぜですか。
A 2	本給付金は、障害福祉サービス事業所等で勤務している職員が、資格取得や研修修了後も有資格者等として継続勤務することで、障害福祉サービス事業所等における障害福祉人材確保を支援することを目的としているため、このような仕組みとしています。
Q 3	市の予算の範囲内での支給とありますが、申請してももらえない場合があるのですか。
A 3	この制度は市の予算の範囲内で支給されます。届出順により予算の範囲を超えたところで〆切となります。対象となった場合、「令和8年度大津市障害福祉サービス事業所等キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第2号）により通知します。予算の限度により対象外となった場合、市から電話にて申請者へ連絡します。また、全体的な周知としてホームページに掲載します。
Q 4	試験には合格したが資格登録をしていない場合、支給対象となりますか。
A 4	介護福祉士登録証により有資格者であることを確認していますので、支給対象となりません。
Q 5	第37回（令和6年度）以前の介護福祉士国家試験に合格しており、資格の登録を令和8年4月に行いました。資格登録日以降、継続して6か月勤務しましたが、支給対象となりますか。
A 5	今回の支給対象は「第38回（令和7年度）介護福祉士国家試験に合格した方」としていますので、支給対象となりません。
Q 6	申請書兼請求書の事業者証明欄について、法人もしくは事業所のいずれかの記載があれば良いですか。
A 6	必ず法人と事業所の両方の記載が必要です。また、申請者が勤務していることの証明のため、法人の代表者印の押印をお願いします。
Q 7	研修の受験料やその他手続きに係る費用を法人が負担している場合、法人が給付金を受け取ることはできますか。
A 7	この給付金は資格を取得した職員に対する報償としていますので、法人に支給することはできません。経費負担の有無に関わらず、職員へ直接支給してください。

Q 8	卒業するタイミングで第38回（令和7年度）介護福祉士国家試験に合格し、令和8年4月1日から市内の事業所で勤務を開始しました。資格登録日以降、継続して6か月勤務すれば支給対象となりますか。
A 8	市内の障害福祉サービス事業所等に勤務しながら、当該試験に合格した方が対象となりますので、卒業までに資格を取得された方は対象となりません。
Q 9	資格登録後、6か月以上勤務する予定です。6か月勤務してからでないと申請できませんか。
A 9	資格登録後、6か月が経過してから申請してください。申請時には、6か月以上勤務されている証明（法人代表者の押印）が必要です。
Q10	一人が複数の研修を修了し、給付金支給条件を満たしている場合、複数回申請できますか。
A10	給付金は対象となる資格（介護福祉士）と研修を修了された場合に申請いただけます。そのため、資格取得による申請を1回、研修修了に係る申請を1回行うことができます。（研修のみで複数回申請はできません。） また、令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請された方については申請できません。
Q11	介護福祉士国家試験に合格、又は喀痰吸引等研修を修了した場合、令和8年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金と併せて申請することは可能ですか。
A11	申請はできません。どちらかの給付金を申請してください。
Q12	サービス管理責任者研修（実践研修）、児童発達支援管理責任者研修（実践研修）、相談支援従事者初任者研修修了後、数か月経過してからそれらの職務に従事しても対象になりますか。
A12	令和8年度中に継続して就労する期間が6か月を達成する場合は対象になります。
Q13	サービス管理責任者研修（実践研修）、児童発達支援管理責任者研修（実践研修）研修修了後、事業所等で6か月継続して就労したが、事業所から福祉指導監査課へ「変更届」が提出されていなかった場合は給付の対象になりますか。
A13	研修修了証と変更届をもって6か月常勤専従として配置されているかを確認させていただきます。そのため、変更届が提出されていない場合は、給付の対象になりません。